

第1章 支え合いのまち千葉 推進計画（第3期千葉市地域福祉計画）とは

1 支え合いのまち千葉 推進計画の策定について

（1） 計画策定の趣旨・目的

近年、少子超高齢化の急速な進行や人口減少地域の発生、核家族化・都市化の進展など社会状況が大きく変化する中で、地域においては、個人のライフスタイルや価値観の多様化、プライバシーへの配慮などから、家族同士や地域で支え合う機能が弱まり、身近な地域での交流や人々の結びつきの希薄化が進んでいる状況にあります。

一方、市民生活に関するニーズは増加するとともに複雑化・多様化してきており、公的サービスだけでは対応することが難しい新たな生活課題も増加しています。

このため、行政にはこれまで以上に、よりきめ細かな公的サービスの提供が求められますが、それだけでは生活課題の解決を図ることが難しい状況もあり、地域においても地域住民、地域の様々な団体・組織、行政が適切な役割分担の下に連携して、地域の生活課題の解決に取り組んでいく必要があります。

本市では、平成18～22年度を計画期間とする「花の都・ちば ささえあいプラン（第1期千葉市地域福祉計画）」及び平成23～26年度を計画期間とする「第2期千葉市地域福祉計画」を策定し、すべての市民が住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らし続けられる地域社会の実現を目指して、市民と行政が連携・協働して地域で支え合う仕組みづくりに取り組んできました。

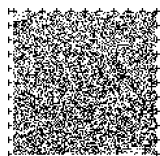
このたび、地域における社会情勢の変化やこれまでの地域福祉の取り組み状況、第2期までの計画推進の成果と課題などを踏まえ、本市の地域福祉の取り組みがさらに発展し推進されるよう、「支え合いのまち千葉 推進計画（第3期千葉市地域福祉計画）」を策定しました。

（2） 計画策定に必要な視点

「地域福祉」とは、誰もが住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らすために、地域住民、関係団体、行政等が連携して地域の生活課題の解決に取り組み、地域の実情に応じた支え合いの地域社会をつくることです。

特に、現代社会において増加し、複雑化・多様化する市民ニーズに対応するためには、地域福祉の推進という共通目的を持つ主体が、それぞれの特性を生かした役割を果たしながら、生活課題の解決に向けて努力していく必要があります。

そのため、「自助・共助・公助」が相互に連携し補完し合うことは、地域福祉の推進のために大切な視点です。



○ **自助とは**

市民一人ひとりが個人や家族の努力により、日常生活において自分たちでできることは自分たちで行う活動のことです。

○ **共助とは**

自助では対応できない生活課題等について、地域住民や地域の団体・組織が、お互いに支え合い助け合って解決を図っていく活動のことです。

○ **公助とは**

行政による自助・共助に対する支援や公的サービスの給付、まちの基盤整備などの事業・施策のことです。

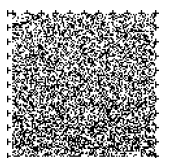
2 支え合いのまち千葉 推進計画の位置付け

「支え合いのまち千葉 推進計画」は、社会福祉法第107条に規定される「市町村地域福祉計画」として策定されたものです。

社会福祉法第107条「市町村地域福祉計画」

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営営する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- 一 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 二 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 三 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項



3 他計画との関係

（1）市の個別計画との関係

本市では、「千葉市基本構想」において、変化の激しい時代であっても変わることのない恒久的な都市づくりの基本理念・基本目標及び望ましい都市の姿を、市政運営の指針として掲げています。

また、「千葉市基本構想」で定めた基本目標等を実現するため、「千葉市新基本計画（平成24～33年度）」を策定し、少子超高齢化や人口の減少など、社会構造の大きな転換期において10年後、20年後を見据え、本市の未来を豊かにするための基本方針や今後の施策展開の方向性などを示すとともに、「千葉市新基本計画」を具体的かつ計画的に推進するため「第2次実施計画（平成27～29年度）」を策定し、「千葉市新基本計画」の施策体系に合わせた具体的な取組みを示しています。

「支え合いのまち千葉 推進計画」は、「千葉市新基本計画」及び「第2次実施計画」を上位計画とし、保健・医療・福祉の分野における個別計画（高齢者、障害者、児童、健康づくり等）を地域福祉という視点で整理するとともに、教育、防災、まちづくりといった他の生活関連分野の施策との連携により、地域社会の課題解決へ向けた体制づくりを進める計画です。

（2）千葉市社会福祉協議会の地域福祉活動計画との関係

千葉市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）では、基本理念「共に手を携える福祉社会の実現」に向けて、基本目標と施策の方向を定めた「第2期地域福祉活動基本計画（平成23～32年度）」と、その具体的施策を定めた「第2次地域福祉活動実施計画（平成27～29年度）」を策定しています。

「地域福祉活動計画」は、地域福祉活動の様々な担い手が相互に協力して取り組む民間の行動計画です。

本計画と同様に、地域住民の参加を得て地域福祉の推進を目的に策定されていることから、両計画は互いに補完・連携し一体的な推進を図っていく必要があります。

なお、本計画第6章においては、区計画に定められた地域の取組みに対し、市社協が実施する支援策が掲載されています。

地 域 福 祉 活 動 計 画

基本理念 共に手を携える福祉社会の実現に向けて

基本目標1 福祉コミュニティを支えるところづくり

（1）情報のキャッチボール（2）福祉教育の推進

基本目標2 たすけあい支えあいのしくみづくり

（1）小地域福祉活動の活性化（2）ボランティア活動の促進

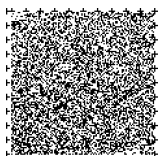
基本目標3 安心して暮らすための生活支援の充実

（1）権利擁護の充実（2）在宅福祉サービスの充実・支援（3）子育て支援

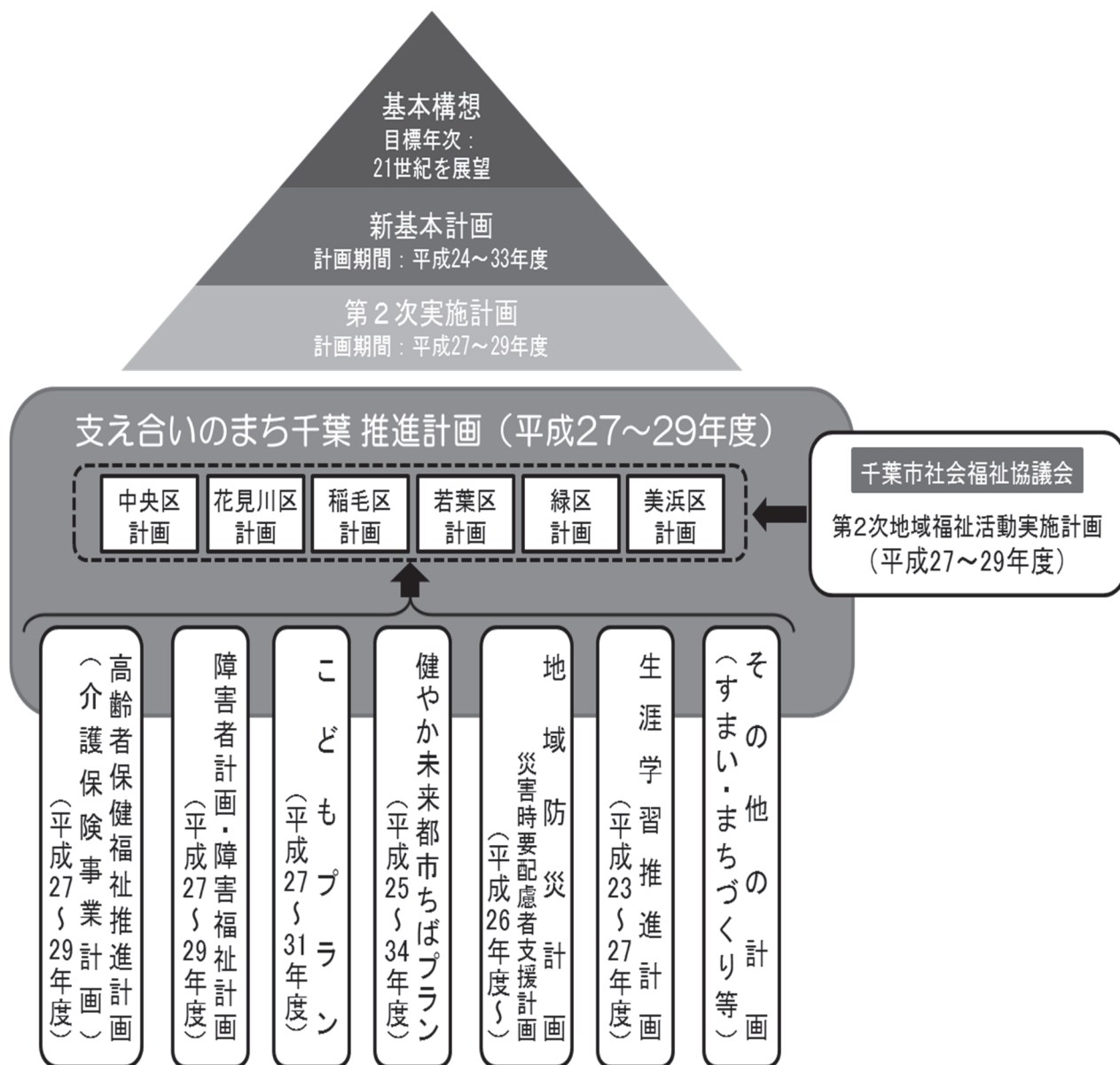
（4）生活安定のための支援（5）福祉施設や団体との連携・支援（6）人材育成のための研修の充実

基本目標4 市民に顔の見える社会福祉協議会をめざして

（1）広報活動の充実（2）体制の充実・強化



【「支え合いのまち千葉 推進計画」と他計画の関係（イメージ）】



◎ 「支え合いのまち千葉 推進計画」と「高齢者保健福祉推進計画（介護保険事業計画）」の関係について

高齢者保健福祉推進計画（介護保険事業計画）（以下「高齢者計画」という。）は、老人福祉法及び介護保険法に基づき、本市の高齢者福祉施策や介護保険制度の運用等に関して定めた総合的な計画です。

平成27～29年度を計画期間とする高齢者計画は、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活が送れる社会の実現を目指し、国の指針を踏まえ「地域包括ケアシステム※の構築・強化」を重点取組としています。

中でも介護予防サービスの一部については、介護保険制度の改正に伴い、地域団体やNPO等が地域の実情に応じた柔軟なサービスを提供することが可能となったことから、それを進める施策として「生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進」と「支え合い体制づくりの促進」が掲げられ、介護予防・健康づくり活動を推進するリーダーの育成、活動の担い手発掘・育成や関係者間の連携を推進する生活支援コーディネーターの配置、民間事業者や地域団体等による高齢者の見守り活動の支援などの事業に取り組むこととしています。

このように、新たな高齢者計画においては、地域住民等が主体となって支援が必要な高齢者を支える取組み（共助の取組み）の推進がより一層重要となるため、本計画を推進していく際にも、高齢者計画と連携した「地域包括ケアシステムの構築・強化」を念頭に、地域で高齢者を支える仕組みづくりを進めていくこととします。

※ 地域包括ケアシステム：高齢者に対する医療・介護・住まい・生活支援・介護予防のサービスが身近な地域で包括的・一体的に提供される仕組み

高齢者保健福祉推進計画（介護保険事業計画）

【計画期間：平成27～29年度】

《基本的方向性》

● 地域包括ケアシステムの構築・強化（重点取組）

- 生きがいづくりと社会参加の促進
- 尊厳ある暮らしの支援
- 介護基盤の整備
- 介護保険サービスの提供

- ・ あんしんケアセンターの機能強化
- ・ 在宅医療・介護連携の推進
- ・ 認知症施策の推進
- ・ 生涯にわたる健康づくりの推進
- ・ 生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進
- ・ 高齢者の住まいの安定的な確保
- ・ 支え合い体制づくりの促進
- ・ 安全・安心なまちづくりの推進

